全国衛生管理者協議会則

(目的)

第1条 本会は、衛生管理者、衛生推進者、安全衛生推進者及び労働衛生担当者(以下、「衛生管理者等」と言う。)に対する情報の提供、相互の連携の促進、その他の支援を行うことによって、事業場における労働衛生管理の充実を図るとともに、衛生管理者制度の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、全国衛生管理者協議会と称する。

(会員)

- 第3条 本会の会員は、次の各号の団体とする。
 - (1) 本会の趣旨に賛同する都道府県労働基準(労務安全衛生)協会・同連合会内に 設置されている衛生管理者協議会等
 - (2) 前号の他、事業主団体等が設置している衛生管理者協議会等

(入会及び退会)

- 第4条 前条第1号に掲げる団体が会員になろうとするときは、入会申込書 (様式1)を 会長に提出しなければならない。
- 2 前条第2号に掲げる団体が会員になろうとするときは、入会申込書(様式1)を会長 に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。
- 3 会員が退会するときは、退会届 (様式2) を会長に提出しなければならない。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、中央労働災害防止協会技術支援部に置く。

(事業)

- 第6条 本会は、次の事業を行う。
 - (1) 労働衛生に関する相談の業務
 - (2) 化学物質の有害性情報、災害事例等の情報の提供
 - (3) 労働衛生関係研究機関、専門家等の名簿の作成
 - (4) 会員が実施する衛生管理者等を支援するために行う一定の事業に対する援助
 - (5) 全国衛生管理者交流会の支援
 - (6) 労働衛生行政機関との連携
 - (7) その他衛生管理者等を支援するための事業

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名以内

(役員の任免)

第8条 役員は、総会において選任し、又は退任する。ただし、諸事情により、総会での 選任、退任の審議をすることが出来ない状況が生じた場合は、会長の一任とする。

(役員の任務)

- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は幹事会の構成員となり、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 役員は、任期満了後、新たに役員が選任されるまで、引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、幹事会及び事業検討委員会とする。

(総会)

- 第12条 総会は、会長が招集し、毎事業年度終了後90日以内に開催する。ただし、会 長が特に必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し(委任状を提出したものを含む。)、議 事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 4 総会は、第8条及び第16条に定めるもののほか、次の事項について審議決定する。
 - (1) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の決定に関する事項
 - (2) 会則の変更に関する事項
 - (3) その他、会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

- 第13条 幹事会は、会長、副会長及び幹事で構成する。
- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し(委任状を提出したものを含む。)、 議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 5 幹事会は、第4条及び第17条に定めるものの他、次の事項について審議決定する。
 - (1)総会の議決により委任された事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、会務の執行に関する事項

(事業検討委員会)

- 第13条の2 事業検討委員会は、会長が指名した委員長及び委員若干名で構成する。
- 2 事業検討委員会は、総会で議決された事業計画に基づき、事業活動の企画、実施に当 たる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第16条 会長は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、 総会の承認を受けなければならない。

(細則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会 に諮り、別に細則として定めることができる。

付則

- 1 本会則は平成6年10月20日より施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立総会

の定めるところによる。

- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、平成6年10月20 日から平成7年3月31日までとする。
- 5 第14条の会費は、当分の間徴収しない。
- 6 第5条は、平成9年6月1日から適用する。
- 7 第10条2項は、平成12年6月1日から適用する。
- 8 第11条の改正及び第13条の2は、平成16年6月1日から適用する。
- 9 第1条の改正は、平成22年6月1日から適用する。
- 10 第8条の改正は、平成23年6月1日から適用する。
- 11 第4条の改正は、平成24年6月1日から適用する。